

令和3年度第2回

職業訓練指導員講習（48時間講習）案内

埼玉県職業能力開発協会

職業訓練指導員とは、公共職業訓練及び認定職業訓練において、訓練を担当する者をいいます。原則として、普通訓練を担当するには、職業訓練指導員免許を受けた者でなければならないことになっています。

職業訓練指導員講習（48時間講習）は、一定の要件を備えた技能者で職業訓練指導員免許の取得を希望される方に対し、職業能力開発促進法に基づいて職業訓練指導員に必要な指導方法等に関する能力を付与するために行う講習です。この講習を修了すると、住所地の都道府県に職業訓練指導員免許を申請することができ、都道府県知事から職業訓練指導員免許証が交付されます。

※免許の申請については、項目5をご覧ください。

1 講習日時及び実施会場

	実施会場	講習日程	時間	定員
第1回	終了しました			
		計6日間	日程により若干の変更有	名
第2回	あけぼのビル (地図：P.4実施会場参照)	令和4年2月18日(金)～20日(日) 2月25日(金)～27日(日) 計6日間	9時30分～ 18時30分 日程により若干の変更有	2 4 名

2 申請方法（※今年度もFAXの受付のみとなりますのでご注意ください。）

① 当協会に受講申込書をFAXでお送りください。

期間：令和4年1月11日(火)9時～14日(金)17時

※技能検定合格者以外の方は、必ず申請前にお問い合わせください。

- ・期間前に受信したFAXは受付できません。
- ・先着順です。定員になり次第、受付期間中でも受付を締切ります。

②受付完了後、受講料振込のご案内と受講票を郵送します。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後の状況によっては中止または延期とする可能性がございます。その際は、当協会 HP にご案内し、申込者には直接ご連絡させていただきます。

③上記②の書類が届きましたら、受講資格を証明する書類を2月2日(水)までに当協会へ郵送でご提出ください。

(4 ページ目の送付用宛名をご利用ください。)

(1) 技能検定1級又は単一等級の技能検定合格証書の写し

(2) (1)以外の場合は別途証明書類が必要ですので、申請前にお問い合わせください。

※書類の提出がないと受講できません。

3 受講料

14,000円

※テキスト代が別途かかります。

「職業訓練における指導の理論と実際 11訂版」(1冊3,927円)

既にお持ちの方は購入の必要はありません。

購入希望の場合は受講申請時にご購入いただき、当日お渡しいたします。

受付完了後、受講料とテキスト代をお振込みください。納付された受講料は、当協会の都合により講習を中止した場合又は受講資格が不適合で申請を不受理とした場合以外は、返還いたしません。また、仕事や個人的な理由で受講できなくなった場合、来期での振替受講や不足時間分の補てんを行うことはできません。

4 講習内容及び時間数

職業訓練原理	教科指導方法	
労働安全衛生	訓練生の心理	
生活指導	職業訓練関係法規	
事例研究	確認テスト	合計48時間

※すべての講習を受講しなければ、確認テストを受けることはできません。

5 免許の申請

上記すべての講習を受け、確認テストに合格した方には修了証書が交付され、住所地の都道府県に職業訓練指導員免許の申請ができます。免許取得要件が確認された後、都道府県知事か

ら職業訓練指導員免許証が交付されます。

ただし、次の方は、免許を取得することができません。

- (1) 精神の機能の障害により、職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

6 受講資格

当講習の受講資格は、職業能力開発促進法に基づいて定められています。例外は一切認められていません。受講資格は別表1のいずれかに該当している方に限りますので、よくお読みの上ご確認ください。

- (1) 受講資格No.1「1級又は単一等級の技能検定合格者」以外の資格で受講を希望する方は受講資格の確認が必要です。必ず申請前に当協会へご連絡ください。事前連絡がない場合は、受付できません。また、修了した教育機関や職場の証明書等をご用意いただきます。申請期間前にその内容を確認させていただきますので、申請期間までの日数に余裕をもって、お早めにご連絡ください。
- (2) 1級・単一等級技能検定合格者であっても、対応する職業訓練指導員免許職種がない職種（別表2参照）については、受講資格が生じません。
- (3) 受講資格No.2～21についての「必要な実務経験年数」とは、各号の各課程を修了後または卒業後から起算した年数となります【職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）附則第9条第1項第3号の規定に基づき】。また、課程修了前後での実務経験の合算はできません。（例：実務経験2年の後に普通職業訓練を受け、訓練終了後の実務経験が5年ある場合…「実務経験7年」とはならない）

【お問い合わせ先】

埼玉県職業能力開発協会

担当：総務課 糸永

TEL 048 (829) 2803



埼玉県職業能力開発協会

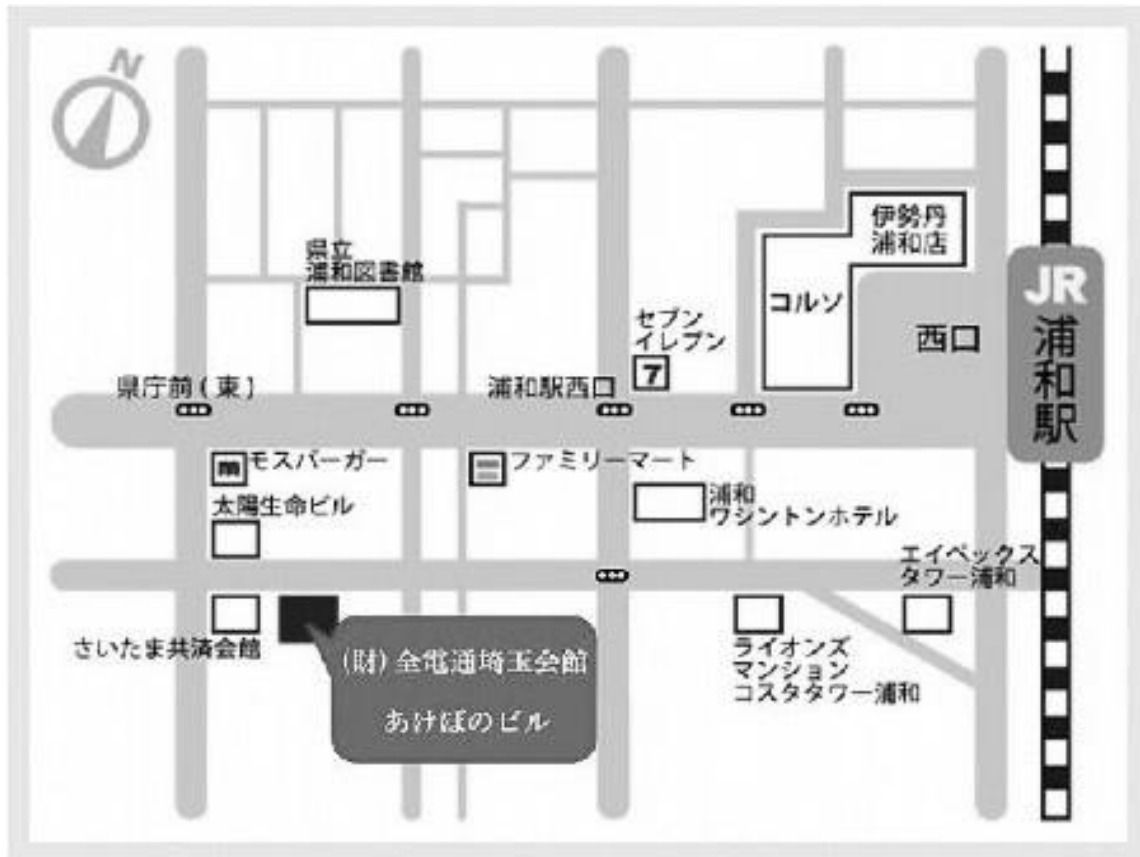
〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎5F

TEL:048-829-2803 FAX:048-827-0071 <http://www.saitama-vada.or.jp>

講習実施会場

あけぼのビル501会議室

さいたま市浦和区岸町7-5-19 あけぼのビル



JR「浦和駅」西口から徒歩約10分

※駐車場はありません。公共交通機関でお越しください。

受講資格を証明する書類送付先

(点線部分を切り取って封筒に貼り、2月2日(水)までに提出してください。)

〒330-0074

埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5

埼玉県浦和合同庁舎5階

埼玉県職業能力開発協会 総務課 宛

(職業訓練指導員講習 受講資格証明書類 在中)